

2019. 1. 11付

リニア新幹線大深度地下使用許可取消しの

審査請求書提出と記者会見記事(3紙分)

毎日新聞

「リニア使用認可NO」

沿線住民 国交省に審査請求書

JR東海が建設を進めるリニア中央新幹線を巡り、個人所有地の地下に無断でトンネルを掘るのは憲法が定めた財産権の侵害に当たるとして、東京都大田区など沿線の住民約560人が10日、国土交通省に大深度地下使用認可の取り消しを求め審査請求書を出した。

高級住宅街として知られる同区田園調布の住民も加わり「JR東海の説明は不十分だ」と訴えている。

JR東海によると、2027年開業予定の品川―名古屋間のうち、都内や愛知県内などの都市部は、地下40メートルより深い大深度地下にトンネルを掘って建設する。大深度地下の利用は、原則として地上の所有者に対する補

償などは必要なく、国交省は昨年10月、同社の使用を認可した。JR東海は昨年5月、同区など沿線都市部で住民説明会を開催。住民側は「周知が

不十分で、説明会の開催を知らなかった。その後、署名を集めて再度の開催を要求したが拒否された」と主張。同社は「再度開催の予定はない。個別の質問については、各都県の工事事務所に対応している」としている。

【花牟礼紀仁】

東京新聞

リニア大深度工事

「地下使用は不当」

住民ら 国に審査請求

JR東海が建設しているリニア中央新幹線で、深さ四十メートル以上の大深度地下の使用は不当だと、東京都や神奈川県に住民らが十日、行政不服審査法に基づき、使用認可取り消しを求め審査を国土交通省に請求した。国交省によると、リニア中央新幹線工事での大深度地下使用認可をめぐる審査請求は初めて。

この日、住民団体が東京・神奈川の約五百六十人分

の請求書を国交省に提出した。

今後、愛知県の住民の請求書も郵送する。

審査請求の呼び掛けの中心となった「住環境とリニアを考える田園調布住民の会」（東京都大田区）が会見し、三木一彦代表（会）が「リニアには採算性が期待できず、大深度地下工事の安全性や環境保全に強い疑問を感じる」などと認可取り消しを求め理由を説明。世田谷区の自宅直下をトンネルが通る予定の朝倉正幸弁護士（会）は「使用認可の根拠となる大深度地下

使用法は、憲法が規定する財産権の侵害に当たる。大深度地下使用の基本方針である事業の公共性もない」と主張した。

国交省は昨年十月、JR東海が申請していた東京都品川区から川崎市を経て東京都町田市に至る三三・三キロと、名古屋市から愛知県春日井市までの一七・〇キロの二区間の大深度地下の使用を認可。地下四十メートルより深いトンネル工事で用地買収の必要がなくなる。国交省の担当者は「早急に審査手続きをする」としている。（山田祐一郎）

(第3種郵便物認可)



記者会見する住民有志と三木一彦氏(右から3人目) 11日、東京都千代田区

大深度認可取り消せ

東京・神奈川リニア計画 住民ら審査請求

JR東海がリニア中央新幹線建設のために地下40メートル以下の大深度に巨大トンネル建設工事を進めている問題で、国土交通省が昨年10月に大深度地下使用を認可したことに対し、東京都大田区、世田谷区、神奈川県川崎市、神奈川県の住民有志は10日、認可取り消しを求め、480人分の審査請求書を国交省に提出しました。

提出後の記者会見で、「住環境を守る田園調布住民の会」の三木一彦代表は、陥没事故などの危険がある大規模な地下トンネル工事が、住宅街の下ですめられていると強調。工事についての説明がほとんどないまま、大深度地下の使用を住民の許可なく認めることは、憲法軽視だと批判しました。

「リニア新幹線を考える東京・神奈川連絡会」の天野捷一共代表は、同じく大深度地下工事を行っている東京外環道で昨年6月に世田谷区の野川から気泡(酸欠空気)が発生したことを挙げ、「住民の不安や疑問は解消していない」と指摘しました。

世田谷区の地下トンネルの真上に住む朝倉正幸弁護士は、そもそも使用認可の基となる「大深度地下の公共使用に関する特別措置法」は憲法29条違反であること、同法に基づいても安全性をはじめる、さまざまな問題があると説明しました。